

土地区画整理事業準備団体補助金交付要綱

土地区画整理事業準備団体補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 市長は、健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資するため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。）に基づく土地区画整理事業を行うことを目的とする準備団体（以下「団体」という。）が行う準備活動に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該団体に対し補助金を交付する。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に該当し、かつ、市長が補助を行う必要があると認めた団体とする。

- (1) 市街化区域内において組合土地区画整理事業を行うためその準備活動を行う団体であること。
- (2) 施行予定地区（以下「地区」という。）内権利者の3分の2以上が参加している団体であること。
- (3) 不動産売買、建設業等を業とする法人が地区内において土地を所有している場合には、その面積が地区面積の3分の1以下であること。

(経費及び補助率等)

第3条 補助金の交付の対象となる準備活動（以下「補助事業」という。）の経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地区内権利者に対する広報費
- (2) 講演会、各種研究会等の開催に伴う会場使用料及び講師の謝礼に要する費用
- (3) 土地区画整理事業施行地区見学会等に要するバス代
- (4) 事務連絡等の通信に要する費用
- (5) その他土地区画整理事業促進の本来的な活動に要する費用で、市長と協議のうえ認められた費用

2 補助金の額は、1年度につき前項の経費のうち市長が認めたものの3分の1以内で、50万円を超えない額とする。

3 補助は、同一補助対象者について、3年度を限度とする。

(交付申請)

第4条 規則第3条の規定により交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業予定地区を表示する図面（縮尺10、000分の1以上）
- (2) 構成員名簿

- (3) 規約又は定款
- (4) 事業計画
- (5) 収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(状況報告)

第6条 規則第10条の規定により状況報告しようとするときは、市長の指定する期日までに状況報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、当該年度の3月末日までに補助事業実績報告書（様式第4号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容
- (2) 補助事業に係る成果品
- (3) 補助事業の決算報告書

(額の確定通知)

第8条 規則第13条の規定による通知は、補助金額確定通知書（様式第5号）によるものとする。

(交付の請求)

第9条 規則第16号第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第16号第2項において、準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金一括（分割）事前請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第10条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、補助金交付決定取消通知書（様式第8号）によるものとする。

(返還命令)

第11条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、補助金返還命令書（様式第9号）によるものとする。

附 則

この要綱は、昭和57年11月9日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の土地区画整理事業準備団体補助金交付要綱は、昭和60年度分の補助金から適用し、昭和59年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

様 式 集

様式第 1 号

年 月 日

補助金交付申請書

(宛先) 千葉市長

申請者
住所
氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度において、土地区画整理事業の準備活動に要する経費について補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎	
交付を受けたい時期	年 月 日
添付書類	1. 収支予算 2. 事業計画 3. 構成員名簿 4. 施行予定地区 5. 規約又は定款

様式第2号

千葉市指令 第 号

様

補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金について、次のとおり交付決定したので、
千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長 ㊟

補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月 日
交付条件	1. 千葉市補助金等交付規則及びこの要綱を遵守すること。

様式第3号

年 月 日

状況報告書

(宛先) 千葉市長

補助事業者

住 所

氏 名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあつた補助事業の 年 月 日現在の遂行状況について、千葉市補助金等交付規則第10条の規定により、次のとおり報告します。

補助事業の経過 及び内容	
添 付 書 類	

様式第4号

年 月 日

実績報告書

(宛先) 千葉市長

補助事業者

住 所

氏 名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあつた補助対象事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
補助事業の経費精算額	円
添 付 書 類	1. 収支決算書 2. 補助事業の経過及び成果を証する書類等 3. その他

様式第5号

千葉市達 第 号

様

補助金額確定通知書

年 月 日付実績報告書により、補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

㊟

補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補助率補助金の確定額	円

様式第6号

年 月 日

補助金交付請求書

(宛先) 千葉市長

補助事業者

住 所

氏 名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付千葉市達 第 号補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補助金の確定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
交付請求額	円
添付書類	

様式第7号

年 月 日

補助金一括（分割）事前交付請求書

（宛先） 千葉市長

補助事業者

住 所

氏 名

（※）

（※） 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあつた補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により請求します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
今回の交付請求額	円
添付書類	

様式第8号

千葉市達 第 号

様

補助金交付決定取消書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したいので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

㊟

補助金の交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取消の理由	

様式第9号

千葉市達 第 号

様

補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第1項、第2項の規定により、次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長

㊟

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
補助金の交付決定額	円
返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日 まで
返還を命ずる理由	
返還方法	